

(素案)

化製場等に関する法律（化製場法）における
動物の飼養又は収容に係る区域の指定の見直し

小樽市保健所

化製場法における動物の飼養又は収容に係る区域の指定の見直しの趣旨

1. 現状と課題

化製場法に動物の飼養等に関する規定が追加された当時、国内では、町の中で豚や牛を飼っていて、ハエや蚊が多く悪臭もひどい状況でした。

その対策として、区域を指定して、一定の数以上の定められた動物を飼う場合は、施設を整えて衛生的な管理をしてください、と規定したものです。

指定区域で定められた動物を一定数以上飼う時は、化製場法の基準に適合した施設を作り、「動物飼養・収容許可申請書」に図面等を添付して保健所に申請を行い、許可を取ります。許可は動物の種類ごとに必要で、手数料がかかります。

小樽市では昭和62年3月4日付けの指定区域制定より30年近くが経過し、宅地開発による周辺人口の増加、住民の環境意識の高まり等、本市の状況が変化しました。

指定区域外で動物を飼養する場合には、上記の規制がないため排泄物、臭気、汚水等の発生に伴う生活環境の悪化が懸念されます。

2. 見直しにあたっての区域指定の基準

化製場法等に関する条例(北海道)

(飼養又は収容の許可が必要な区域の指定の基準)

第7条 法第9条第1項に規定する条例で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する町又は字の区域とする。

(1) 人口密度が1平方キロメートル当たりおおむね3,000人以上である町又は字

(2) 市街的形態をなしている区域内にある戸数が全戸数のおおむね5割以上である町又は字

(3) 観光地等で、特に清潔を保持することが必要な町又は字

3. 指定区域において許可を必要とする動物の種類と飼養頭数

(飼養又は収容の許可を要する動物の数)

第8条 法第9条第1項に規定する条例で定める数は、次の各号に掲げる動物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 牛 1頭 | (5) やぎ 4頭 |
| (2) 馬 1頭 | (6) 犬 10頭 |
| (3) 豚 1頭 | (7) 鶏(30日未満の雛を除く。) 100羽 |
| (4) めん羊 4頭 | (8) アヒル(30日未満の雛を除く。) 50羽 |

4. 化製場法に基づく動物の飼養又は収容に係る区域に新たに指定する区域（案）

●指定区域

蘭島1丁目 塩谷1丁目及び2丁目 オタモイ 長橋 幸2丁目から4丁目まで 清水町 手宮 末広町 梅ヶ枝町 錦町 豊川町 石山町 祝津1丁目から3丁目まで 赤岩1丁目及び2丁目 高島 色内 稲穂 富岡 緑 最上	天狗山 花園 山田町 東雲町 相生町 港町 堺町 入船 松ヶ枝 住ノ江 住吉町 有幌町 信香町 若松 奥沢 天神1丁目から3丁目まで 真米 潮見台 新富町 勝納町	若竹町 築港 船浜町 桜 望洋台 朝里 朝里川温泉1丁目及び2丁目 新光 桂岡町 見晴町 星野町 銭函1丁目から3丁目まで		
		<table border="1"> <tr> <td> 忍路1丁目 桃内1丁目 塩谷4丁目 幸1丁目 新光町 張碓町 銭函4丁目 銭函5丁目 </td> <td>新たに指定する区域(案)</td> </tr> </table>	忍路1丁目 桃内1丁目 塩谷4丁目 幸1丁目 新光町 張碓町 銭函4丁目 銭函5丁目	新たに指定する区域(案)
忍路1丁目 桃内1丁目 塩谷4丁目 幸1丁目 新光町 張碓町 銭函4丁目 銭函5丁目	新たに指定する区域(案)			

●指定区域外

見直し前

蘭島2丁目及び3丁目 忍路 桃内 塩谷3丁目から5丁目 祝津4丁目 赤岩3丁目 旭町	天神4丁目 朝里川温泉3丁目 新光町 張碓町 春香町 銭函4丁目及び5丁目 幸1丁目
--	--

見直し後（案）

蘭島2丁目及び3丁目 忍路2丁目及び3丁目 桃内2丁目及び3丁目 塩谷3丁目、塩谷5丁目 祝津4丁目 赤岩3丁目 旭町	天神4丁目 朝里川温泉3丁目 春香町
---	--------------------------

●区域指定の基準

化製場法等に関する条例(北海道) 第7条

- (1) 人口密度が1平方キロメートル当たりおおむね3,000人以上である町又は字
- (2) 市街的形態をなしている区域内にある戸数が全戸数のおおむね5割以上である町又は字
- (3) 観光地等で、特に清潔を保持することが必要な町又は字

●新たに指定する区域

①化製場法等に関する条例第7条(2)に該当するもの

区域名	人口※1 (人)	土地の利用状況	市街的形態をなしている区域内にある戸数と全戸数の割合
忍路1丁目	200	住宅地、畑、森林	80/115 ≒ 0.7 約7割
桃内1丁目	150	〃	50/81 ≒ 0.6 約6割
塩谷4丁目	209	〃	80/124 ≒ 0.6 約6割
新光町	831	〃	200/278 ≒ 0.7 約7割
張碓町	731	〃	270/367 ≒ 0.7 約7割

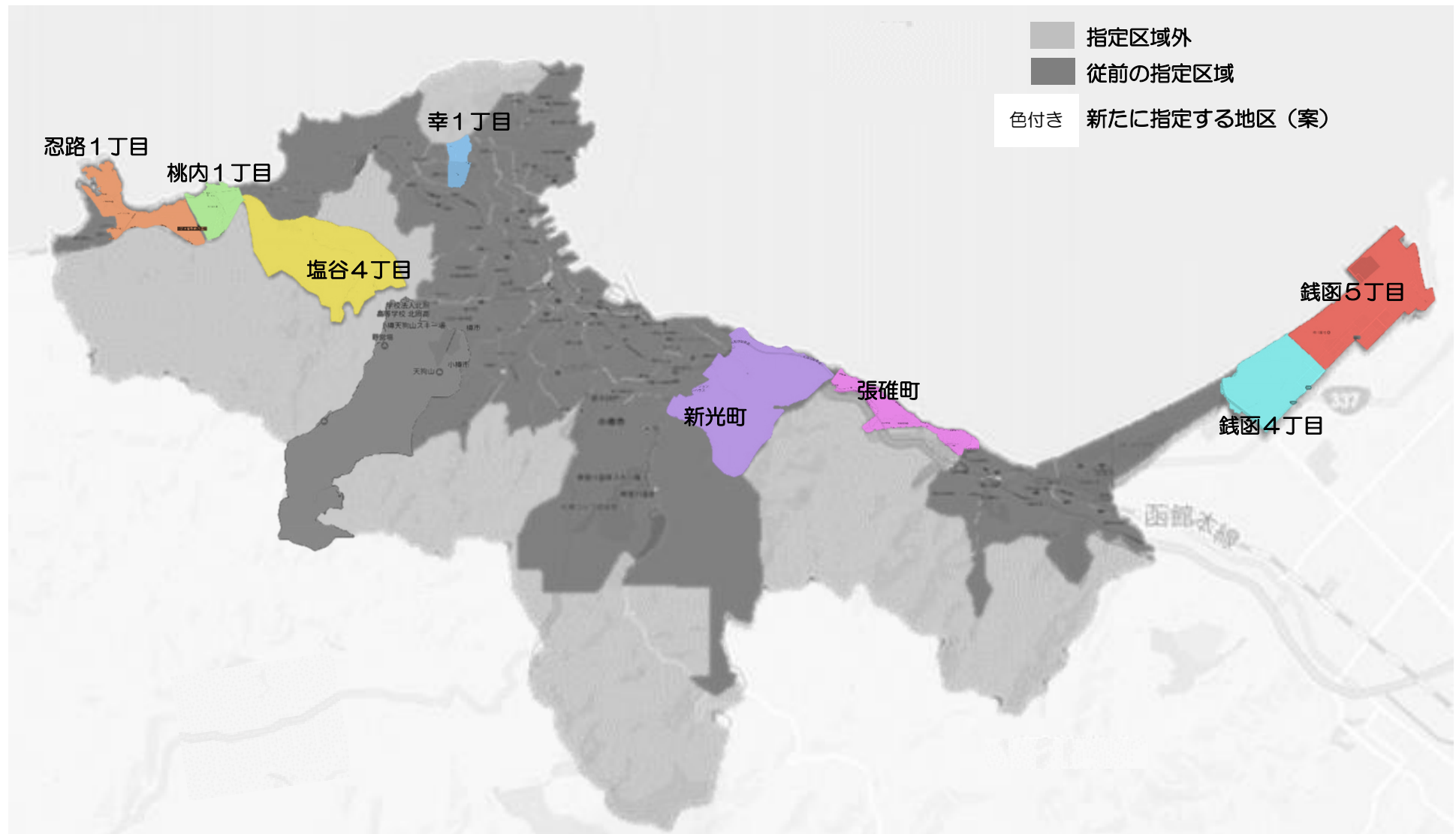
②化製場法等に関する条例第7条(3)に該当するもの

区域名	人口※1 (人)	土地の利用状況	特に清潔を保持することが必要な理由
幸1丁目	14	長橋なえぼ公園、住宅地、畑、森林	長橋なえぼ公園(約31.1ha)があり、野鳥や小動物等を観察できる「自然生態観察公園」として整備されている。園内には情報センター「森の自然館」のほか、約3,000本の桜があり、人が集まる所となっている。
銭函4丁目 ※2	0	工場、畑、森林	工業団地として整備され、関連企業が立地している。今後も工業団地の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等を図る必要がある。
銭函5丁目 ※2	1	工場、埠頭、森林	

※1 人口は平成28年9月末のデータ

※2 小樽市特別用途区域内における建築物の制限に関する条例により、銭函5丁目の一部を特別業務地区(第一種)、銭函4丁目の一部を特別業務地区(第二種)として指定し、畜舎に関する建築物の建設を制限している。

5. 化製場等に関する法律第9条第1項の規定による指定区域図(案)



6. 新たに指定される区域で、既に動物を飼育している時
定められた動物を一定数以上、既に飼っている時は、区域の指定が行われた日から2ヶ月以内に、函面等を添付して保健所に届出を行えば、許可を受けたものと見なされます。手数料はかかりません。
7. 指定されていない区域で、既に動物を飼育している時
今までどおり許可や届出は不要です。そのまま飼っていただけます。

〒047-0033
小樽市富岡1丁目5番12号
小樽市保健所生活衛生課動物衛生グループ
電話0134-22-3118
FAX0134-22-1469
E-mail : dobutu-eisei@city.otaru.lg.jp